

## 防災管理に関する消防法の改正について

平成20年9月24日公布 平成21年6月1日施行



東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震の切迫性にかんがみ、また、テロ等の脅威が懸念される中、現在の防火管理の仕組みに付け加え、地震及び毒性物質の発散などにより生ずる災害を防ぐ防災管理の強化と、同時多発的に発生する災害に対して専門知識を持った人を長とする自衛消防力を確保をするための仕組みとして、大規模事業所における**防災管理者**の選任、**自衛消防組織**の設置等、を内容とする消防法の一部改正がされました。平成20年9月24日公布、**平成21年6月1日**より施行されます。お客様におかれましてもこの改正の対象となられるところが多いことから、現在わかっている範囲で情報をとりまとめました。



施行：平成21年6月1日

対象：大規模防火対象物

(具体的な対象物は、下記をご参照ください)

- ◆自衛消防組織設置の届出
- ◆防災管理者の届出
- ◆防災管理に係る消防計画の届出
- ◆防災管理点検報告

### 〔1〕対象となる防火対象物

- (1) ① 劇場、映画館、演芸場、観覧場 ② 公会堂、集会場
- (2) ① キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等 ② 遊技場、ダンスホール
- (3) ① 待合、料理店等 ② 飲食店
- (4) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場
- (5) ① 旅館、ホテル、宿泊所
- (6) ① 病院、診療所、助産所 ② 老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、救護施設、更正施設  
児童福祉施設等 ② 幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校
- (7) 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校等
- (8) 図書館、博物館、美術館等
- (9) ① 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等 ② イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
- (10) 車両の停車場、船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に共する建築物に限る）
- (11) 神社、寺院、協会等
- (12) ① 工場、作業場 ② 映画スタジオ、テレビスタジオ
- (13) ① 自動車車庫、駐車場
- (15) 前各項に該当しない事業場
- (17) 重要文化財等、建造物

この中で  
対象物件

- ① 階数が 11階以上で、延べ面積 1万m<sup>2</sup>以上 の防火対象物
- ② 階数が 5階以上10階以下で、延べ面積 2万m<sup>2</sup>以上 の防火対象物
- ③ 階数が 4階以下で、延べ面積 5万m<sup>2</sup>以上 の防火対象物

複合用途（16項）の場合、上記設置対象の用途に使用される階・及び面積で判断されます

（裏へ続く）

## 〔2〕防災管理

- ◆ 防災管理とは、地震及び毒性物質の発散その他の原因により生ずる特殊な災害を防ぐ管理のこと
- ◆ **防災管理者の選任** 管理権限者は、**防災管理資格**を取得した人を防災管理者として選任する
- ◆ 防災管理者の責務
  - **防災管理に係る消防計画を作成**し、届け出なければならない
  - 上記の消防計画に基づき、避難訓練を1回／1年以上実施し、その際消防へ通報しなければならない
  - 自衛消防組織に関する業務事項を、消防計画書に定め作成しなければならない

## 〔3〕自衛消防組織

- ◆ エレベーター閉じ込め事案など地震災害特有の事案など、同時多発的な災害事案に対して専門の知識を有した**統括管理者**（**自衛消防組織の業務に関する講習を修了した人**）が自衛消防組織を統括し、業務（消火活動・消防設備の監視・避難誘導・救出救護）ごとに2人以上の自衛消防隊員を置き対処できるようにする
- ◆ 自衛消防組織の業務は、火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行うもの
- ◆ **自衛消防隊組織**について、管理権原者は、**設置の届出**をしなければならない

## 〔4〕防災管理点検

防災管理について定められた内容について、**防災管理点検資格者**に1回／1年 点検を実施させ、その結果を消防へ提出しなければならない。



「秋祭」